○浦添市産業振興補助金交付規程

平成14年7月16日 告示第30号

改正 平成17年2月15日告示第6号 平成20年3月31日告示第26号 平成21年4月1日告示第39号 平成22年3月31日告示第37号 平成25年2月1日告示第13号 平成25年4月1日告示第48号 平成26年4月1日告示第45号 平成27年9月8日告示第107号 平成27年9月8日告示第107号 平成28年8月1日告示第124号 平成29年3月31日告示第48号 平成30年5月1日告示第100号

注 平成26年4月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 本市の産業振興を図るため、市内に事業所を新設する個人又は法人が行う事業の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浦添市補助金等の交付に関する規則(平成24年規則第3号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(平27告示107・全改)

(定義)

- 第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 事業者 市内に事業所を有する者(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業を営む者を除く。)をいう。
 - (2) 新規職員 本市に住所を有し、前号の事業所に期限の定めのない常時雇用契約により採用され、かつ、雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入している者で雇用の日から起算し、1年以内のものをいう。ただし、雇用者の配偶者又は2親等以内の血族若しくは姻族を除く。
 - (3) 新設 市内に事業所を有しない者が新たに事業所を設置し、又は市内に現に事業所を有する者が新たに事業所を設置してから3年以内のことをいう。

- (4) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (5) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (6) 空き店舗 元の店舗が閉鎖し、新たに入居して営業する者が決まっていない状態の店舗(所有者が事業所として賃貸することを承諾している居住用家屋の物件を含む。)をいう。

(平26告示45・平27告示107・平28告示124・一部改正)

(補助対象事業)

- 第3条 補助事業は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 施設賃借事業
 - (2) 空き店舗活用等企業支援事業
 - (3) 雇用支援事業
- 2 前項各号に掲げる補助事業は、市内に事務所を新設する個人又は法人であって、 次に掲げる要件を満たすものに対し交付することができる。
 - (1) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は開業までに当該資格を有する見込みがあること。
 - (2) 空き店舗活用等企業支援事業において、空き店舗の所有者である賃貸人と賃借 人との関係が別表第1に掲げる要件を満たしていること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局 から排除要請のある者でないこと。
 - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号) 第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者でな いこと。
- 3 前項各号に掲げる要件のほか、第1項各号に掲げる補助事業の区分、対象となる 補助事業者、対象経費、補助率、対象経費の上限額及び補助の要件は、別表第2に 掲げるとおりとする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じ たときは、これを切り捨てるものとする。

(平27告示107・全改、平28告示124・平30告示100・一部改正)

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請(以下「交付申請」という。)をしようとする者は、補助事業に係る浦添市産業振興補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に次の表の区分に応じた書類を添えて、市長に申請するものとする。

区分		添付書類					
施設賃借事業	(1)	賃貸借契約書の写し					
	(2)	法人登記簿謄本の写し(申請者が法人の場合に限る。)					
	(3)	新規職員の名簿					
	(4)	新規職員の住民票抄本					
	(5)	保険関係成立届の写し					
	(6)	新規職員の雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し					
	(7)	新規職員の健康保険及び厚生年金保険の受給資格証明書等の写し					
	(8)	その他市長が特に必要と認める書類					
空き店舗活用	(1)	事業計画書 (別紙)					
等企業支援事	(2)	賃貸借契約書の写し					
業	(3)	工事請負契約書の写し					
	(4)	見積書等経費の内訳が分かる書類の写し					
	(5)	改装前の店舗外観・内観の写真					
	(6)	店舗の位置図及び平面図					
	(7)	住所を確認できるものの写し(申請者が個人の場合に限る。)					
	(8)	定款又はこれに準ずるもの(申請者が法人の場合に限る。)					
	(9)	その他市長が特に必要と認める書類					
雇用支援事業	(1)	労働契約書又は労働条件通知書等、雇用を証明する書類					
	(2)	法人登記簿謄本の写し(申請者が法人の場合に限る。)					
	(3)	市税の滞納のない証明書					
	(4)	新規職員の名簿					
	(5)	新規職員の住民票抄本					
	(6)	保険関係成立届の写し					
	(7)	新規職員の雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し					
	(8)	新規職員の健康保険及び厚生年金保険の受給資格証明書等の写し					
	(9)	その他市長が特に必要と認める書類					

(平26告示45・平27告示107・平29告示48・一部改正)

(交付の決定)

第5条 市長は、交付申請に係る補助金を交付するときは、その旨を決定し、交付申請をした者に対し、浦添市産業振興補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(補助事業の変更申請)

- 第6条 前条の規定による交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する こととなったときは、当該事実が生じた日から30日以内に、浦添市産業振興補助金 (変更・廃止)承認申請書(様式第3号)により市長に申請するものとする。
 - (1) 交付申請書に記載した事項に変更があったとき。
 - (2) 補助事業を休止し、又は廃止したとき。

(補助事業の変更承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請を承認するときは、その旨を決定し、補助事業の変更承認の申請をした者に対し、浦添市産業振興補助金(変更・廃止)交付決定通知書(様式第4号)により通知しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る浦添市産業振興補助金実績報告書(様式第5号)(以下「実績報告書」という。)に次の表の区分に応じた書類を添えて、市長に提出するものとする。

区分	添付書類					
施設賃借事業	(1)	賃借料の支払を証明する書類				
	(2)	新規職員の住民票抄本				
	(3)	新規職員の出勤簿及び賃金の支払を証明する書類				
	(4)	新規職員の雇用保険・健康保険・厚生年金保険の支払を証明す				
	る	書類				
	(5)	その他市長が特に必要と認める書類				
空き店舗活用等	(1)	改装等に係る領収書又は支払を証明する書類の写し				
企業支援事業	(2)	改装等後の現況写真				
	(3)	操業開始届出書又は営業を開始したことが証明できる書類				
	(4)	その他市長が特に必要と認める書類				
雇用支援事業 (1) 雇用証明書、在		雇用証明書、在職証明書等の雇用が継続されていることを証明				
する書		る書類				
	(2)	新規職員の雇用保険・健康保険・厚生年金保険の支払を証明す				
	書類					
		新規職員の名簿				
	(4)	新規職員の住民票抄本(対象期間終了後に発行されたもの)				
	(5)	新規職員の出勤状況が確認できる出勤簿等の写し				
	(6)	新規職員の賃金支払状況が確認できる賃金台帳等の写し				

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又

はその当該年度の3月10日までのいずれか早い日とする。

(平26告示45・平27告示107・平28告示124・一部改正)

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、実績報告書による審査の上、速やかに補助金の額の確定を行い、補助事業者に対し、浦添市産業振興補助金確定通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の額の確定を受けた補助事業者は、確定通知書を受け取った日から10 日以内に、浦添市産業振興補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するもの とする。

(補助金の支払)

第11条 市長は、前条の規定による請求書の金額を確認し、当該補助金を支払うものとする。

(決定の取消し及び返還)

- 第12条 市長は、補助事業者がその補助事業に関して補助金の交付の決定の内容に違 反したときは、補助金の額の確定があった後においても補助金の交付の決定の全部 又は一部を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したとき は、遅滞なく浦添市産業振興補助金取消通知書(様式第8号)により、補助事業者 に対して、通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、浦添市産業振興補助金返還通知書(様式第9号)により、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業終了後において、補助実施年度以降の3年度分について、年度ごとに浦添市産業振興補助金経営状況報告書(様式第10号)により、事業の実施状況を市長に報告するものとする。

(平28告示124・追加、平30告示100・一部改正)

(証拠書類の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(平28告示124・旧第13条繰下)

(雑則)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平28告示124・旧第14条繰下)

附則

この告示は、平成14年7月16日から施行し、平成14年4月1日から適用する。 附 則(平成17年2月15日告示第6号)

この告示は、平成17年2月15日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第26号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日告示第39号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第37号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月1日告示第13号)

この告示は、平成25年2月1日から施行する。 附 則 (平成25年4月1日告示第48号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第45号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の浦添市産業振興補助金交付規程第3条の補助事業の区分、対象及び金額 等は、平成26年度分の補助事業から適用し、平成25年度分までの補助事業について は、なお従前の例による。

附 則(平成27年9月8日告示第107号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年9月8日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に浦添市産業振興補助金交付規程(平成14年告示第30号)の規 定によってした申請、決定、請求その他の行為であって、この告示に相当の規定が あるものは、これらの規定によってした申請、決定、請求その他の行為とみなす。

附 則(平成28年8月1日告示第124号)

この告示は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第48号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の浦添市産業振興補助金交付規程第4条の規定による申請によりなされた交付の決定に係る補助要件については、改正後の浦添市産業振興補助金交付規程の相当規定による補助要件にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年5月1日告示第100号)

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平27告示107・追加)

所有者	賃借人	対象範囲				
法人	個人	(1) 賃借人と空き店舗を所有する法人の代表者が、同一人				
		又は同居の親族(配偶者又は2親等以内の血族若しくは姻				
		族をいう。以下同じ。)でないこと。				
		(2) 賃借人と空き店舗を所有する法人が雇用関係にないこ				
		と。				
	法人	(1) 賃借人である法人の代表者と空き店舗を所有する法人				
		の代表者が、同一人又は同居の親族でないこと。				
		(2) 所有する法人と賃借人の代表取締役が雇用関係にない				
		こと。				
個人	個人	(1) 賃借人と空き店舗の所有者が、同一人又は同居の親族				
		でないこと。				
		(2) 賃借人と空き店舗の所有者が雇用関係にないこと。				
	法人	(1) 賃借人である法人の代表者と空き店舗の所有者が、同				
		一人又は同居の親族でないこと。				
		(2) 賃借人である法人の代表者と空き店舗の所有者が雇用				
		関係にないこと。				

別表第2(第3条関係)

(平28告示124・全改、平29告示48・平30告示100・一部改正)

区分 対象	象となる補	対象経費	補助	対象経費の上限額	補助の要件
-------	-------	------	----	----------	-------

	助事業者		率		
施設賃	1 新規職員	事業所の賃借料	2分	次に掲げる新規職員	(1) 補助の期間
借事業	を雇用し、	(敷金、権利金そ	の1	の数の区分に応じ、	は、交付申請をし
	かつ、市内	の他これに類する	以内	それぞれ定める金額	た日の属する月
	で賃借して	経費を除く。)		とする。	の翌月から起算
	事業所を新			(1) 5人未満 月	して6月以内と
	設した事業			額5万円以内	する。
	者			(2) 5人以上10人	(2) 賃借料の2分
				未満 月額7万	の1以内の金額
				5,000円以内	又は対象経費の
				(3) 10人以上 月	上限額の欄に定
				額10万円以内	める金額のいず
					れか低い金額と
					する。
	2 浦添市産			月額5万円以內	(1) 補助の期間
	業振興セン				は、交付申請をし
	ター・結の				た日の属する月
	街の創業支				の翌月から起算
	援室、創業				して6月以内と
	支援ブース				する。
	又はチャレ				(2) 賃借料の2分
	ンジショッ				の1以内の金額
	プを任期満				又は対象経費の
	了又は事業				上限額の欄に定
	拡大に伴い				める金額のいず
	退去した				れか低い金額と
	後、市内に				する。
	新設する事				(3) 申請の際は、
	業所で、か				浦添市産業振興
	つ、結の街				センター結の街
	指定管理者				指定管理者が発
	の認定を受				行した証明書を

けた事業者			添仕士スこ し
			添付すること。 (1) 禁 出の#問
3 市又は認			(1) 補助の期間
定連携創業			は、交付申請をし
支援事業者			た日の属する月
の創業支援			の翌月から起算
事業による			して3月以内と
支援を受け			する。
た事業者			(2) 賃借料の2分
			の1以内の金額
			又は対象経費の
			上限額の欄に定
			める金額のいず
			れか低い金額と
			する
			(3) 申請の際は、
			市又は認定連携
			創業支援事業者
			の支援を受けた
			ことが分かる証
			明書を添付する
			こと。
4 本市の産			(1) 補助の期間
業振興に資			は、交付申請をし
すると市長			た日の属する月
が認めた事			の翌月から起算
業者			して6月以内と
			する。
			(2) 賃借料の2分
			の1以内の金額
			又は対象経費の
			上限額の欄に定
			める金額のいず
			~> O ¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬

					れか低い金額と
					する。
空き店	1 空き店舗	店舗の改装費(内	2分	20万円以内	(1) 店舗の改装工
舗活用	を賃借し	装工事、外装工事、	の1		事に着手する前
等企業	て、市内に	給排水整備工事、	以内		で、かつ、当該年
支援事	事業所を新	電気工事、ガスエ			度内に当該工事
業	設する事業	事、空調設備及び			が完了し、事業が
	者	看板工事等に係る			開始する見込み
		費用をいう。)			があること。
					(2) 市内で営業し
					ている店舗から
					空き店舗に移転
					したことにより、
					移動前の店舗を
					空き店舗としな
					いこと。
					(3) 市内に住所又
					は事業所を有す
					る者に改装工事
					を請け負わせる
					こと。
雇用支	1 事業所を	新規職員の雇用に		雇用した新規職員の	(1) 補助の期間
援事業	新設し、新	係る経費		数が1人につき2万	は、新規職員を雇
	規職員を雇			円を乗じて得た額と	用した日の属す
	用する事業			し、一事業所につき、	る月から6月以
	者			48万円以内とする。	内とする。
					(2) 事業所を新設
					するにつき、1回
					限りの申請とす
					る。